

生活困窮者に求められる支援
—より良い連携に向けて—

上智大学
鏑木奈津子

貧困に対する主な支援制度

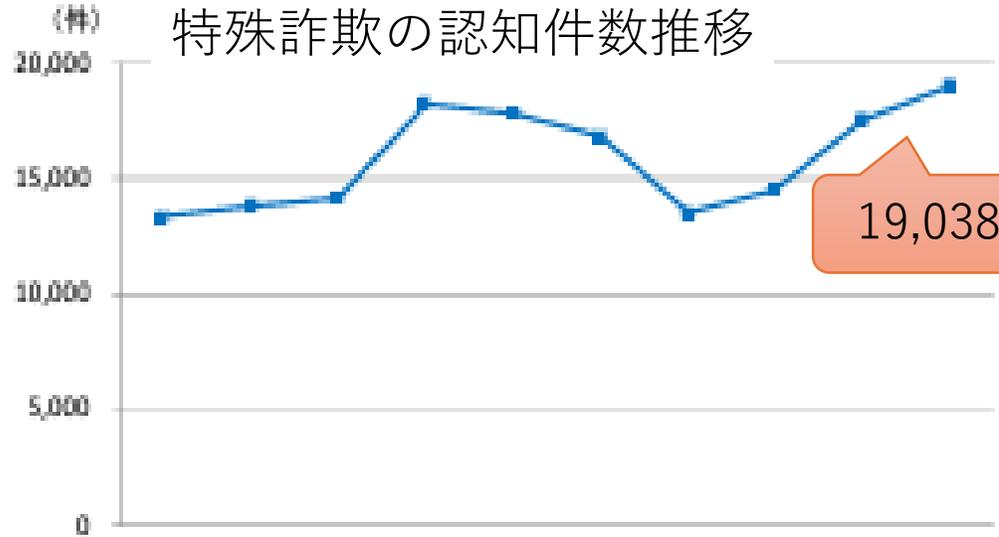
- 生活保護法
- 生活困窮者自立支援制度
- 各種貸付、手当等



1. 生活困窮者の特徴

闇バイトの事件からみる貧困問題

- 暴力団対策法 1992年施行
- グレーゾーン金利撤廃(貸金業法の改正) 2010年施行
→暴力団、ヤミ金融の規制強化



年次	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
認知件数	13,382	13,824	14,154	18,212	17,844	16,851	13,550	14,498	17,570	19,038



借金があり、生活に困っていた。

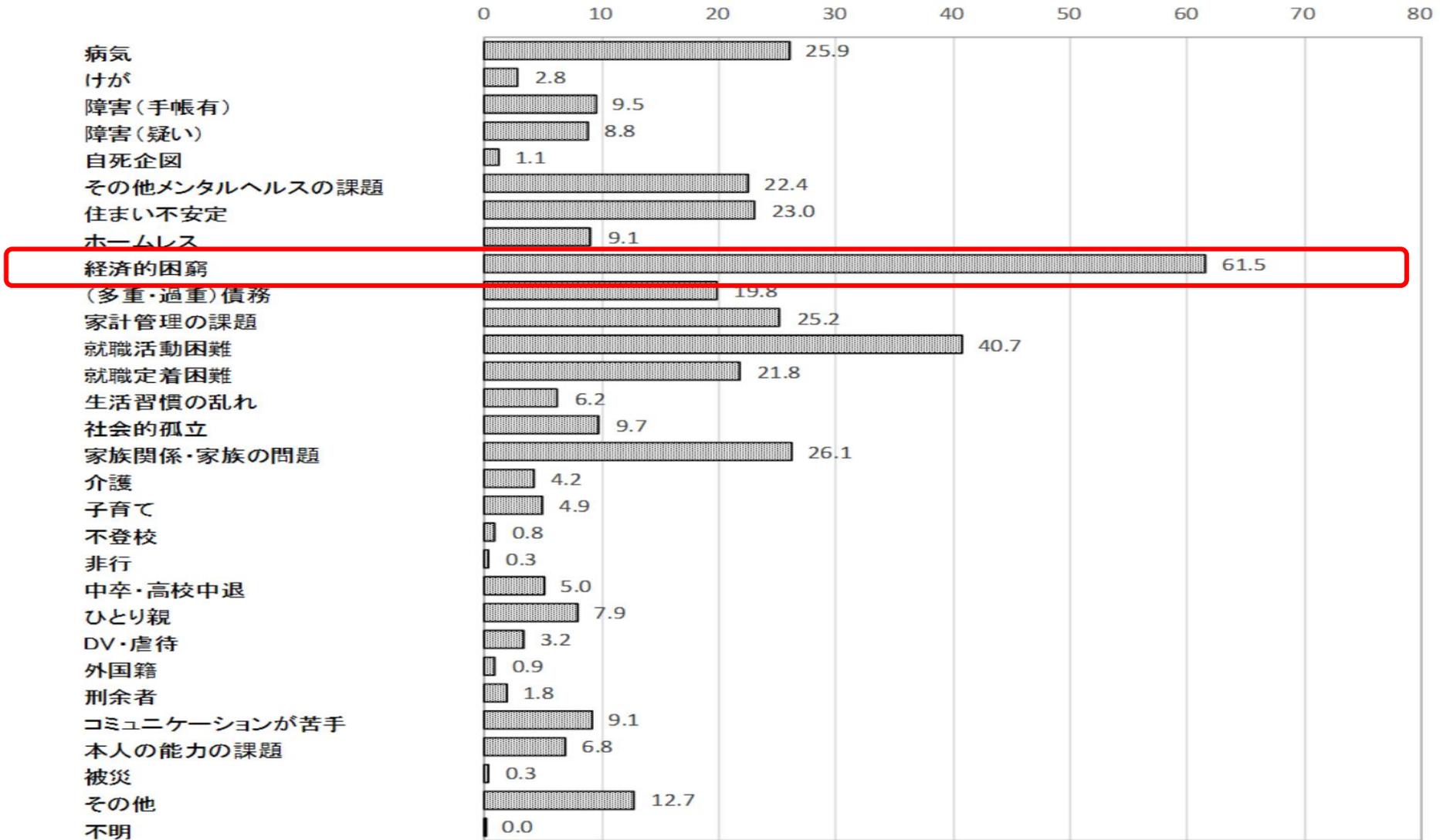


お金に困り、学費も払えなくなった。SNSで高額バイトを見つけた。



1人で追い詰められていた。誰かに相談できればよかった。

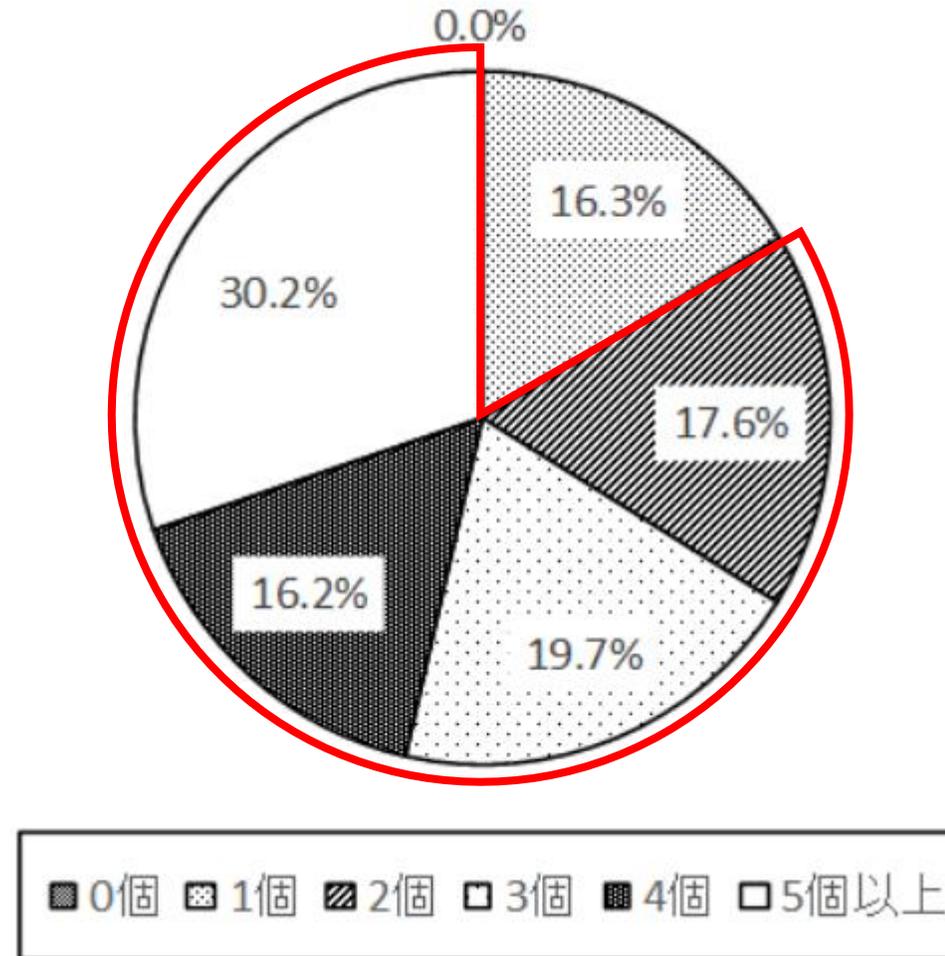
【相談者の抱える課題】



みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社(2021)「令和2年度社会福祉推進事業 社会的孤立の実態・要因等に関する調査分析等研究事業」

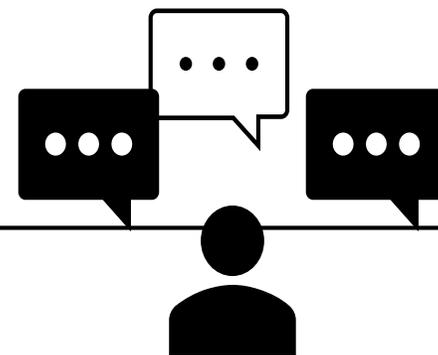
【支援対象者の抱える課題の個数】

- 相談者のうち、全体の約80%以上の方が2つ以上の課題を抱えている。



各種制度の相談窓口につながりにくい人たち

1. 何に困っているか分からない
2. 本人に困り感がない
3. 主訴が限定的

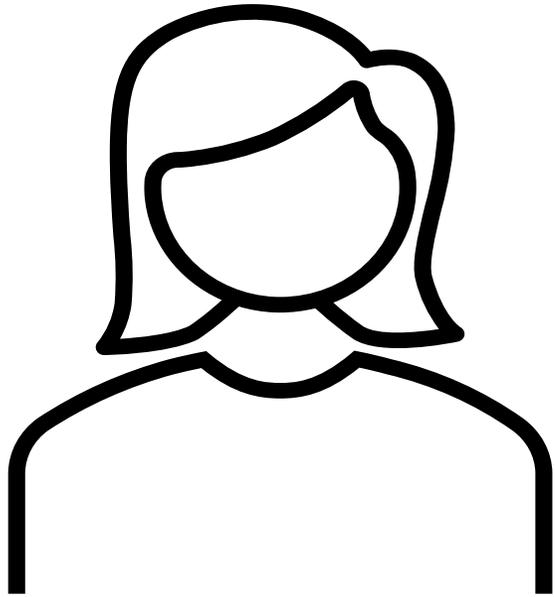


第19回 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会 (2022年8月24日) 議事録(抄)

(一社) 若草プロジェクト 事務局次長 鵜飼裕未氏

- 現代の日本社会には、貧困、DV、性被害、性搾取、育児不安、薬物依存等に悩んでいる女性たちが数多くいます。中でも少女や若年女性は、今まで法や制度のはざまに置き去りにされ、保護や支援の枠組みから取り残されてきました。
- (略) これらの支援を通じて感じていることは、相談することのハードルの高さです。
- 何に困っているのか、言語化できる子は少ないです。 まして、自分で支援の制度を調べ、窓口に行ける若年女性は、極めて少ないと思います。そして、やっと役所の窓口に行ったとしても、その対応の仕方によっては、結局、必要な支援につながらないまま帰ってしまうケースもあります。

家族の状況



女性 ちえさん (45歳)

- 夫は仕事が忙しく、基本的にはちえさんが家事や育児を一人で担う。
- 子どもは2人いて、ひとりには未就学児。もうひとは、小学生で不登校気味である。
- ちえさんは、パートをしていて、給与は上がらないが主任を任されている。仕事が終わらず、子どもの寝かしつけ後に自宅で作業をする。
- ちえさんの母は、認知症が進行していて、時々近所から連絡がある。
- ちえさんは夜眠れないため、眠剤を飲んでいる。

夫



家のことは任せたよ

かかりつけ医



夜は静かにリラックスして
過ごして

ケアマネ



相談があるのでお母さん
宅に来てほしい

職場

新人が入ったので、
教育を任せたい



親戚



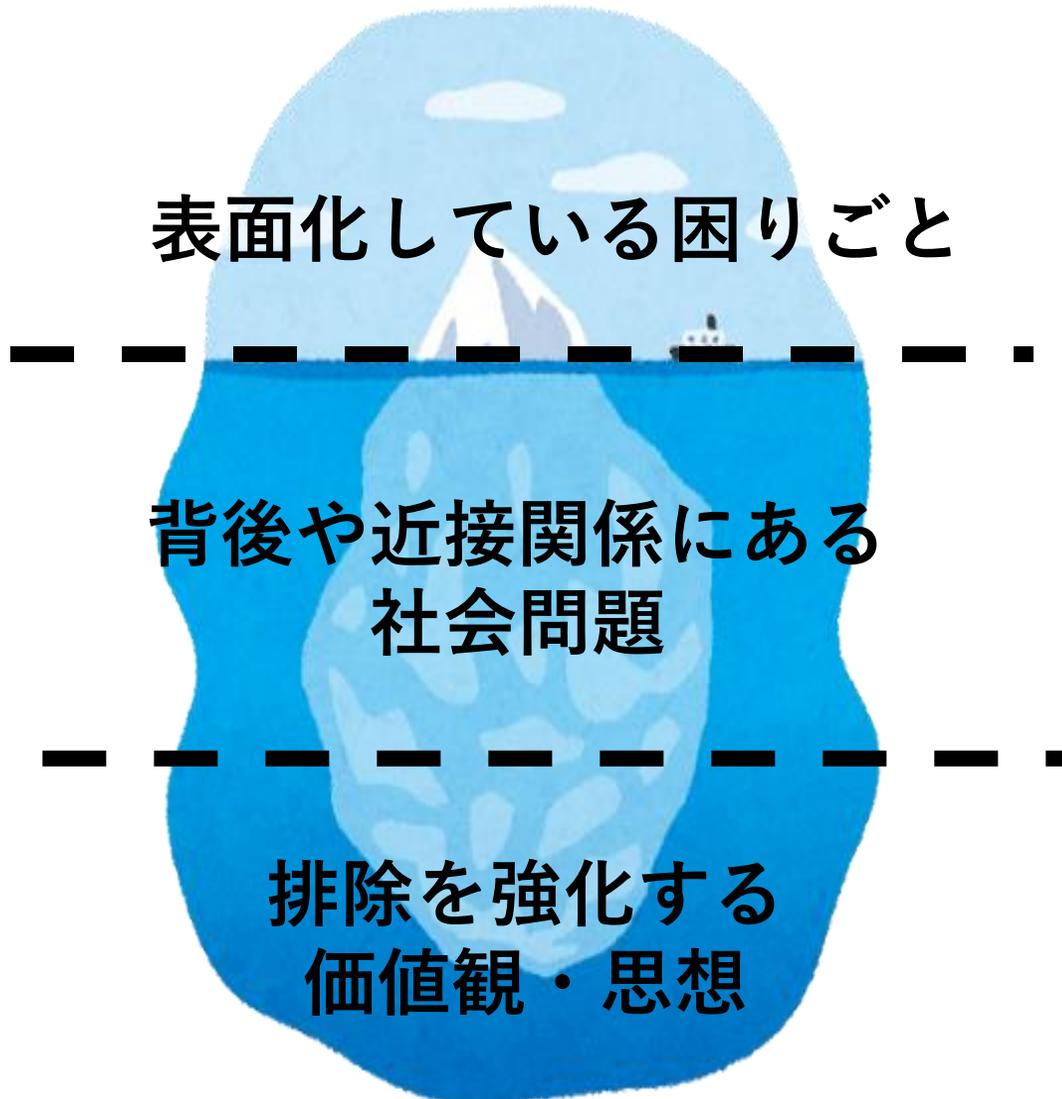
近所に謝りにいかないとお母さんの
今後について考えた方がいいのでは

お子さんとちゃんと
向き合って

小学校



生活困窮の氷山モデル



- ① 相談の見えやすい、見える部分
- ② 見えにくい・見えない部分(困りごとの背景にある個人的・社会的な課題や価値感を理解することが支援の基本となる)

生活困窮者自立支援制度初任者研修 グループワークのテーマ

猫の飼い方が分からないという相談者が
やってきました。あなたはどのように対
応しますか？



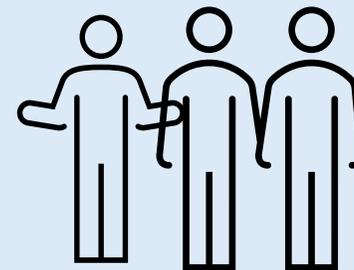
2. 困窮者支援で支援者が大切にしている視点とは



個人や家族に任せすぎた役割を、
みんなで分担していける社会をつくる

「ホームレス」と「ハウスレス」は違う。
(奥田 知志さん)

問題を
解決する

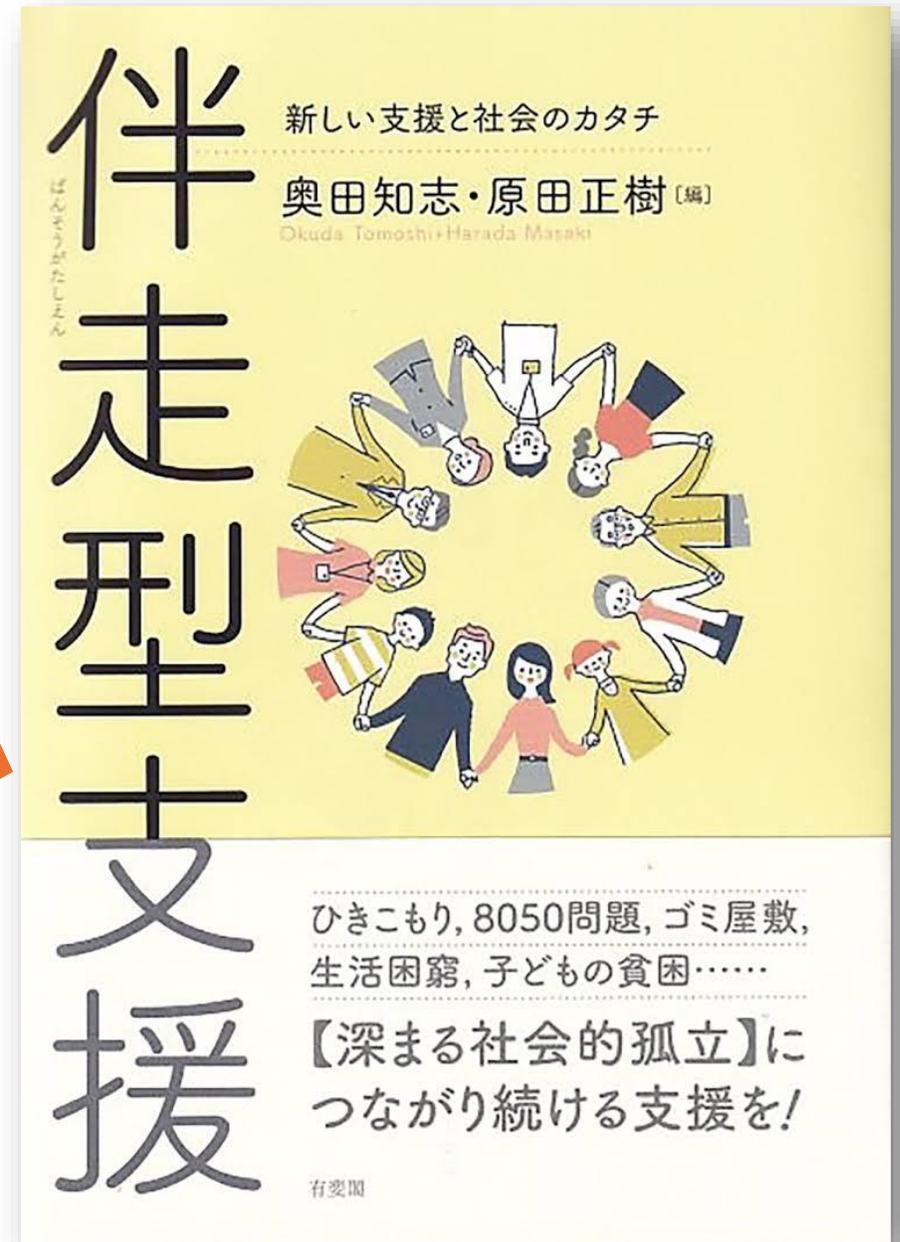


その人の暮らしや生活を
支援するということとは？

問題と折り合いをつけ
ながら生きていくこと
を支援する

- 伴走型支援は、深刻化する「社会的孤立」に対応するために「つながり続けること」を目的とした支援として生まれました。
- ですから、必ずしも「問題解決」を前提としていません。

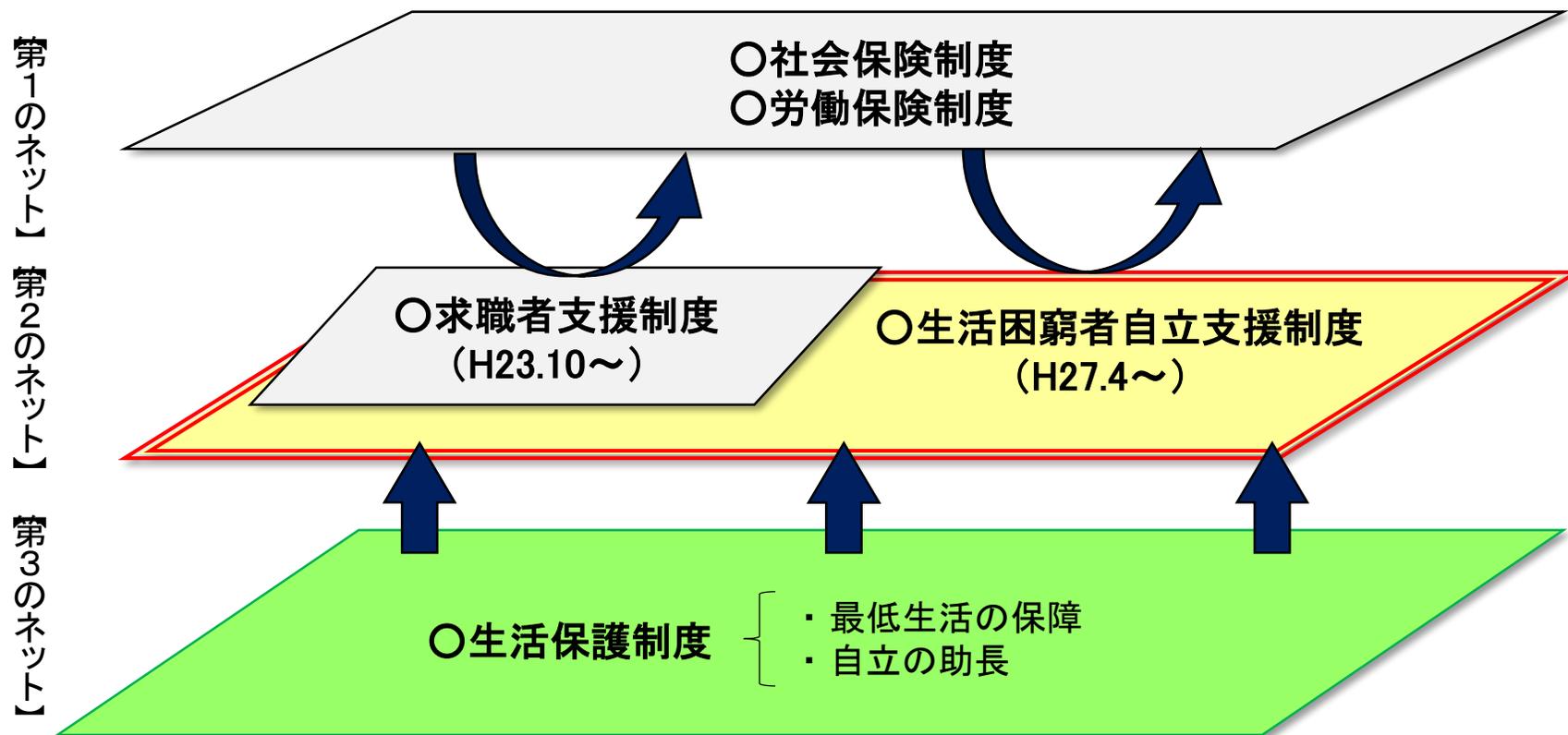
奥田知志・原田正樹(2021)『伴走型支援』有斐閣, p 10より



3. 生活困窮者自立支援制度の概要

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



生活困窮者自立支援制度の特徴

1. 本人(相談者)を中心にした相談支援
ー生活困窮者の尊厳の確保ー
2. 相談支援を中核とする
ー人が人を支援するー
3. 対象者を限定しない
ー相談を断らないー

生活困窮者自立支援法

第一章 総則

- 第一条（目的）
- 第二条（基本理念）
- 第三条（定義）
- 第四条（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第二章 都道府県等による支援の実施

- 第五条（生活困窮者自立相談支援事業）
- 第六条（生活困窮者住居確保給付金の支給）
- 第七条（生活困窮者就労準備支援事業等）
- 第八条（利用勧奨等）
- 第九条（支援会議）
- 第十条（都道府県の市等の職員に対する研修等事業）
- 第十一条（福祉事務所を設置していない町村による相談等）
- 第十二条（市等の支弁）
- 第十三条（都道府県の支弁）
- 第十四条（福祉事務所未設置町村の支弁）
- 第十五条（国の負担及び補助）

第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定

第十六条

第四章 雑則

- 第十七条（雇用の機会の確保）
- 第十八条（不正利得の徴収）
- 第十九条（受給権の保護）
- 第二十条（公課の禁止）
- 第二十一条（報告等）
- 第二十二条（資料の提供等）
- 第二十三条（情報提供等）
- 第二十四条（町村の一部事務組合等）
- 第二十五条（大都市等の特例）
- 第二十六条（実施規定）

第五章 罰則

- 第二十七条
- 第二十八条
- 第二十九条
- 第三十条

平成25年法成立の条文は23条でした。

<生活困窮者自立支援制度の成立と展開>

- 住居確保給付金という「給付」も用意されたものの、困窮者支援法は相談支援を「事業」として展開することを軸に据えた立法であった。そしてこの相談支援は、先述のように、それまでの高齢・障害児童分野における相談支援が、ケアマネジメントの手法を通じてサービス計画を策定し、本人の「自立」に向けた給付につながるための「プロセスの保障」という性格を有していたのに対し、人が人を支えていく関係性そのものに価値を見出した点に新規性がみられる。
- その意味で、同法における相談支援は、「関係性の保障」に重きを置くものであったといえよう。（略）
- 相談支援には、本人のニーズに合った適切な給付につながるための手続き面の保障と、人と人との関係性の構築そのものの保障という両面が含まれ、困窮者支援法（実際には支援の過程を通じてさまざまな給付につながっていくとしても）は、後者に軸足を置くものであった。

※下線は報告者によるものです。

「生活困窮者」とは？

厚生労働省「生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」より

1. 法の対象となる 「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（法第3条第1項）。
2. その上で、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

さいごに

- 生活困窮者の多くは、複雑化・複合化した課題を抱えていることが多く、自ら支援を求めることができない人もいます。
- 生活困窮者自立支援制度の支援機関は、制度の枠組からではなく相談者を中心に支援することを目指し、問題解決型の支援と伴走型支援の両方を大切にしています。
- このような支援は、ひとつの支援機関では結実し得ません。
- 様々な分野の専門職はもちろんのこと、地域の住民や専門職以外の人や機関とともにネットワークを作ることが大切です。
- 生活困窮者自立支援制度は、比較的新しい制度であることも相まって、成熟していない部分もあります。是非、生活困窮者支援を担う支援機関とつながり、必要な人に確実に支援を届けるためにともに歩んでいただければ幸いです。

